

ZENBUTSU 全仏

No.
604



仏暦2557年11月
[2014年]

CONTENTS

葬送儀礼を振り返る①

大正大学文学部人文学科 教授 村上 興匡 2

お仏壇には日常生活を律するものがある

全日本宗教用具協同組合 理事長 小堀 賢一 4

一般の方々の疑問や質問とは —電話相談から見えるもの—

広報委員会研修会開催報告① 6

賛助会員新会員ご紹介 7

寺院が知っておきたい法律知識 8

公益財団法人



全日本仏教会
WFB (世界仏教徒連盟) 日本センター

葬送儀礼を振り返る①

大正大学文学部人文学科

教授 村上 興匡

(むらかみ こうきょう)



1. 今日の葬送儀礼をめぐる状況

近年、日本の仏教と葬儀をめぐる状況は大きく変化をしてきているといわれる。従来、亡くなる人全体の九割以上は仏教式葬儀で葬られてきた。葬式をせずただ遺体を火葬するのみの「直葬」や家族のみで葬式をおこなう「家族葬」といった葬儀簡素化の動きや、ふるさとの墓を整理する「墓じまい」など「墓」や「先祖」の継承を途絶する動きが見られるようになった。こうした変化の背景には、地方から都市への人口移動(都市化)や少子高齢化による家族や人間関係の変化(個人化)の問題があると考えられる。背景には年間三万

人を超える孤独死に代表されるような人々の孤立状況があり、生きている個人を中心とする生死観によって、「終活」や「断捨離」など「他者に迷惑をかけない」ための死に支度のブームが生み出されているように思われる。

本稿では、三回にわたって、日本における仏教と葬儀との関わり、歴史を振り返りながら、葬儀と社会変化の関係、「死」を扱う文化の意味について考えていきたい。

2. 日本における仏教と庶民葬儀の歴史

六世紀に日本へ公伝された仏教は、奈良時代には、朝廷が寺を作

り(官寺)、正式な僧侶としての資格をあたえる(官僧)、国家仏教としての体制となった。官僧である僧侶は、経典研究のほか国家鎮護の祈祷を行うことが主な任務であったため、死穢をさける必要があり、天皇や大貴族の葬儀を除いて死者に関わることはなかった。平安後期になり、官僧としての立場をはなれて、個人の救済を目的とする遁世僧とよばれる僧たちが現れ、仏教が一般の人々の葬儀に関わるようになった。

①末法思想と浄土信仰

平安末期の永承七年(一〇五二)から、教えはあっても正しく修行できず成仏することができない末法の世に入ったとされ、阿弥陀如来を念じて、死後その浄土に赴いて悟りを開くという浄土信仰が広まった。この頃、恵心僧都源信により、阿弥陀の浄土に生まれるための念仏実践の指南書として『往生要集』が著された。当時、阿弥陀仏の姿形を観察する「観想念仏」と、阿弥陀仏の名号をとなえる「称名念仏」の両方が用いられたが、元々は「観想」により比重が置か

れていた。死を迎えるための正しい作法である臨終行儀を実践する二十五三昧講が貴族階級を中心に盛んとなった。芥川龍之介が『今昔物語』に素材を求めた「六の宮の姫君」では、死に瀕した姫君に阿弥陀の御名を唱え仏の姿を念ずるよう勧める高德の法師が描かれている。『往生要集』の臨終行儀には、西向きに無常院という建物をつくり、病人がいたらその中に寝かせる。堂の中に安置した仏像の左の手中に繫いだ五色の幡の先を病者に握らせて、仏に従って浄土に往く思いをおこさせる。看病人は香をたき花をまいて、病者を莊厳する等の、臨終の作法が記されている。宇治の平等院鳳凰堂の阿弥陀来迎図や、金戒光明寺の山越阿弥陀図には、臨終の信者を迎える阿弥陀如来が描かれた。

鎌倉期になると二十五三昧講は全国的に普及するが、僧侶が中心であったものから在家を中心とするようになり、また正しく臨終を迎えるものとしてではなく、死後に葬儀として行われるようになってきたのである。今日と同じように、死んだ後に戒名を与えて僧侶とし

(没後作僧)、浄土で修行をさせる形がとられた。墓地の中に往生院が設けられ、墓堂を守る二十五三昧聖は御坊(おんぼう)と呼ばれた。

十一世紀くらいまで仏教式の葬儀は一定以上の階層のためのものであり、同じく芥川龍之介の「羅生門」に描写されるように、庶民が亡くなくても遺体は特定の葬地に遺棄されるだけであり、埋葬されたとしても定期的に墓参されることはなかった。

② 清規と庶民仏教葬儀式の形成

唐の時代の禅僧、百丈懐海は、僧堂において日常生活を行う上で規範である「清規」を制定した。その後、宋代に作られた『禅苑清規』には、尊宿(そんじやく)〔住持〕となった僧(ほうそく)のための葬法と、亡僧(ぼうそう)〔修行途中でなくなった僧〕のための葬法の二つが定められていた。亡僧葬法には、湯灌や位牌、回向など今日の仏式葬儀でも行われる項目が並んでいる。この亡僧葬法をもとにして、現在の日本仏教各宗派の在家庶民のための仏教葬儀の儀礼の様式が形成されたと考えられる。

③ 「家」の成立と寺檀制度

竹田聰洲は開創伝の調査により、ほとんどの寺院が応任の乱のあった応仁元年(一四六七)から徳川幕府によって「諸宗寺院法度」が出された寛文五年(一六六五)までの約二百年の間に開創されていることを明らかにした。この時期は中世の武士同族団による支配と荘園制が崩れ、近世以降の「村」組織の原型となった郷村制が成立した時期であり、中小農民が台頭し、個々に独立した「家」が確立してくる時期でもあった。それまで外から来訪する宗教者に死者の供養を依頼していたものが、幕府が定住化を進める政策をとったこともあって墓地内の墓堂が寺へと発達した(墓寺)。生産の基盤である土地を累代に継承する「家」は祖先祭祀を発達させることになり、それが仏教の葬式、供養儀式と結びついた。阿弥陀信仰をもつ浄土系諸派や、早くから在家向けの葬儀の様式を確定していた禅宗がこの時期に、大きく教線を伸ばした。自生的に発生してきた「家」と寺との関係の上に、切支丹禁制を目的とした宗門改めや寺請制度

が制度的な裏付けを与え、今日の寺檀制度の基礎を作ることとなったと考えられる。

3. 仏教と「死」を扱う文化

日本における仏教葬儀の変遷を見るならば、天皇や大貴族のために発達した「死」をめぐる苦しみに対応する文化が、江戸時代を経て庶民一般にまで普及してきたものと考えられることができる。

そもそも釈迦は葬儀をするなど遺言したのであり、仏教が葬儀に関わるのはおかしいとか、死ではなく生の問題に関わるべきとの意見がある。そもそも僧侶は悟りを開くために修行をするものであり、葬儀を行うことは余儀であるという人もいる。しかしながら、葬儀が大部分の寺院にとって経営の根幹をなしてきたというばかりではなく、そもそもその開創された大きな理由であった。

四苦八苦の中に死ななければならぬ苦しみ(死苦)や、大切な者を失う苦しみ(愛別離苦)があるように、「死」は仏教に関わるべき根本問題の一つであり続けてき

たといえる。葬儀不要論が唱えられるたびに、反論として葬儀の持つデスエデュケーション(自己の死をいかに受け入れるか)やグリフワーク(遺族の悲嘆をいかに癒やすか)の機能が主張されてきた理由でもある。他と明確に区分された自分があり、死によってその自分が無くなると考えることこそが「死苦」のはじまりであり、仏教の教説や儀礼を通じて、自分のいのちが自分の血縁や血縁以外の生きとし生ける者とのつながりの中で生きていくことを自覚することによって、「死」に由来する苦や悲嘆を癒やすことが可能となるのである。

村上興匡(むらかみこうきょう)プロフィール

一九六〇年群馬県生まれ。東京大学大学院人文科学研究科修了(宗教学)。文学博士。天台宗総合研究センター研究員。群馬県高崎市天台宗妙典寺副住職。編著書に『慰霊の系譜―死者を記憶する共同体』『社葬の経営人類学』など

お仏壇には日常生活を

律するものがある

全日本宗教用具協同組合

理事長 小堀 賢一

(こぼり けんいち)



今回は全日本宗教用具協同組合の小堀賢一理事長から、私たちが日頃より目にする「仏壇」についてお話を伺い、仏壇のない家庭が増えている現状に、組合としてどのように広報されていくのかなど、今後の活動について伺いました。

まずは、お仏壇とお仏壇にまつわる近況をお聞かせ下さい。

お仏壇をおおまかに分類すると、金仏壇と唐木仏壇に分けられます。金仏壇は白木に漆を塗り、金箔や金粉を施すことから、この名が付いております。伝統産業として国の指定を受けた産地としては、北は山形か

ら南は鹿児島まで全国に十四ヶ所あり、中でも名古屋や鹿児島の生産量が多いと言われております。金仏壇は東西本願寺を始め真宗系で推奨されており、ご購入される方も、宗派の本山や宗内寺院のお荘厳にできるだけ近づきたいという思いを持たれております。

それに対して、唐木仏壇は、唐木(紫檀、黒檀、鉄刀木など)が原材料の仏壇です。産地は徳島、静岡、東京など全国に数か所、このうち東京のものは歴史も古く、東京唐木と呼ばれております。真宗系以外のご宗派は、こちらの唐木仏壇を推奨されているのではないのでしょうか。そ

れと、金仏壇や唐木仏壇にも分類されない新型仏壇や家具調仏壇と呼ばれるものも多数販売されるようになりました。また、菩提寺がない、菩提寺を持たない方の多数が、お仏壇をご購入される際に、ご本尊を購入されず、お位牌を中心としたお飾りをイメージされている方が多い様です。

消費者のクレームに対応 — 仏壇公正取引協議会 —

最近では、販売競争激化のためと思われるが、残念ながら消費者からのさまざまなクレームが増えてきています。これを解消すべく、仏壇の品質表示や原産国表示にルールを



仏壇製作の様子



仏壇公正取引協議会 会員証

設け、不当な二重価格表示の制限を規定する「仏壇の表示に関する公正競争規約」が公正取引委員会と消費者庁より認定され、これを運用する「仏壇公正取引協議会」が設立されました。「仏壇公正取引協議会会員」の店舗であれば、より安心してご購入頂けると思えます。

海外の方にもお仏壇を知っていただきたい

小堀理事長のお仏壇への思いをお聞かせ下さい。

将来的には海外で、日本のお仏壇を積極的に紹介したいと思っております。日本人にとっては、自分の家の中にお仏壇などの礼拝の空間があること、またそこに宗教者(僧侶等)がお盆やお彼岸といった機会におまじりに来られる、という風景はごく

ごく当たり前のように感じることを
思いますが、このような風習が根付
いている国は世界広しといえども、
そう多くはないようです。

お仏壇にはさまざまな伝統工芸技
術が詰まっております。また、「祈
る」という行為を含めて、世界に日
本の文化を紹介してみたいと考えて
おります。昨今の海外での日本食ブ
ームのように、海外の方々にまずは
お仏壇や日本文化の素晴らしさに感
心と驚きをもっていただき、最終的
にはその逆輸入として、日本でお仏
壇が再評価されること、お仏壇の良
さに気付いていただきたいと思っ
ております。

家の規範が自然とできる

昨今の消費者の動向について、何
かお気づきのことがありますか。

じつは消費者の多くは、それぞれ
のご宗派をあまり強く意識していな
いのではないのでしょうか。もしかし
たら、それぞれのご宗派の布教や教
義に興味を持たれている方は少ない
のでは、とも感じております。一方
で、お仏壇はそれぞれのご家庭に置
かれ、毎日手を合わせています。
お仏壇があるおかげで拝むことから

一日が始まり、そしていつの間にか
手を合わせるのが自然とできるよ
うになります。お仏壇には日常生活
を律するものがあると思っております。
お仏壇のおかげで知らぬ間に家
庭内に規範ができていくのではない
でしょうか。

また、個人的な考えですが、お位
牌には戒名が刻まれているからこそ
拝みやすいのでは、と思えます。俗
名のままで、生々しくてどうもし
っくりしません。更に、お莊嚴には
さまざまな動物も登場しますが、そ
の姿も、仏の世界にふさわしい形に
デフォルメされているからこそ、素
直に拝めるのではないかと思いま
す。この意匠力には感服するばかり
で、先人が残してくれた仏教美術を
誇りに思うと同時に、今の我々業界
人もそれを継承し、更に研鑽すべ
きと思えます。

亡くなった故人が仏の世界に赴か
れているから、私たちを見守って下
さっているから、心から素直に拝め
るのではと思っております。最近、
戒名や法名は不要とおっしゃられる
方がいますが「祈る」という行為と
「祈れる空間」の大切さを、残された
遺族の心の支えとして、今一度考
えていただきたいと思います。



全日本宗教用具協同組合 全国研修会

お仏壇の大切さを伝えたい

協同組合として今後の取り組みに
ついてお聞かせください。

お仏壇や仏具の大切さを広く一般
社会に認知していただくことも、当
協同組合の大事な役目です。特に
お仏壇のないご家庭に対して、お仏
壇の役割や大切さを訴えてまいりま
す。現在「お仏壇のある日常生活」
をテーマにPRビデオを制作中
です。

また、消費者に対して仏事全般に

関わる正しい知識をご提供するため
の資格制度「仏事コーディネーター」
取得の推進。一般の方々から、お仏
壇に関するさまざまな思いを俳句や
川柳にしてご応募いただく「全国お
ぶつだん俳句川柳コンテスト」の開
催。仏壇市場拡大の施策として「こ
んな仏壇あったらいいなコンテス
ト」の開催など、いままでの事業に
についても推進してまいります。

前号(六〇二号)や前々号(六〇一
号)でも、それぞれの業界の方々が
感じておられる消費者の動向の变化
には、私も協同組合も危機感を持
っております。先ほども申し上げま
したが、お仏壇には、私たちの日常
生活を律する何かがあると思っ
ております。次世代の子供さんたちの
ためにも、お仏壇の必要性を一般社会
に広報してまいりますので、全日本
仏教会さまにもご協力いただきます
よう、お願いいたします。



一般の方々の疑問や質問とは — 電話相談から見えるもの —

広報委員会研修会開催報告①

十月一日午後三時から、大和証券(株)本店十七階にある大和スカイホールにて、標記研修会を開催した。この研修会は一般の方々から寄せられている、仏教全般に関するさまざまな質問について、仏教情報センター、全日本葬祭業協同組合連合会、日本石材産業協会の三団体を招聘し、相談内容の傾向や相談者側の背景にある仏教全般に対する目線を見出す目的で開催した。

まず、三人のパネラーからそれぞれの現状を伺い、休憩を挟んでコーディネーター進行のもと、パネルディスカッションを行った。

仏教を知りたい

(二社) 仏教情報センター専務理事

岩田智充師

相談される方は女性が約六割で、年代は五十代から上の方が多いです。これは開設時間の関係で、このような結果になるのではと思っており、人生相談についての内容が増え続け、現在では相談の半

数近くになっていきます。また、お布施の額や、僧侶に対する苦情、改葬や離壇に関する相談も少なくありません。相談者も最初は怒り心頭で喋っていますが、話をしていくうちに心が落ち着き、最後には「もう一度お寺に相談してみる」ということもあります。

限られた開設時間の中で、多くの相談が寄せられているということは、仏教のことを知りたいと思っている方は潜在的に多いのではないかと思います。特に人生について、仏教情報センターに相談をしていくという事は、仏教に頼りたいと思う方が多いのではと思われれます。

葬送儀礼への危機感

全日本葬祭業協同組合連合会専務理事

松本勇輝氏

ほとんどの方は、ご葬儀の経験が乏しく、短い時間にさまざまな準備や手配、連絡をしなければなりません。これがある意味でトラブルの原因になっていると思います。そのために

は消費者に対して、ご葬儀に関する情報を伝えることの必要性を強く感じております。

相談内容について、近年の家族葬の増加で「喪中ハガキで亡くなったことを知ったが訪問していいものなのか」というご相談が増えています。また、喪主さまからのご相談で「少人数で寂しげな葬儀になってしまったが故人は成仏できたのだろうか」というようなご相談も増えております。さらには「散骨したが、どこに手を合わせればいいのか」「インターネットで棺等は購入できるので、すべて自分自身で葬儀ができるか」などの様々なご相談があります。

それと、相談ではありませんが、最近、火葬場からご遺骨をお持ち帰りな



パネルディスカッションの様相

ないで、火葬場にご遺骨の処分を依頼される方や、生活保護者等の福祉葬の場において、役所の方が費用の

問題から、火葬だけで僧侶の手配をおざなりにするようなことを話される方もいらっしゃるようです。

私たち葬儀業界は、葬送儀礼文化が大きく変化する中、将来は葬儀そのものが無くなってしまおうのではないかと、思うほどの強い危機感を持っております。

コミュニケーションの必要性

(一社) 日本石材産業協会専務理事

大代賢一氏

日本石材産業協会は、まだ歴史が浅く、平成二十年に消費者からの相談窓口「お墓なんでも相談フリーダイヤル」を開設しました。相談内容は石材店とのトラブルやクレームが中心ですが、お寺との付き合い方について、相談を受けることもありま

す。特に改葬に伴う菩提寺からの離壇(離壇料)や、ご法事やご葬儀に対するお布施についてなどですが、金額の相談にはお応えできないので、直接住職にお尋ねくださいとお伝えしております。菩提寺の住職に相談すれば解決する内容もあります。消費者は、ご寺院の敷居を高く感じているように思います。今以上に日頃のコミュニケーションが必要ではないのかと思います。

〈パネルディスカッションは次号〉

事務総局録事

8月(16日~31日)

- 19日 ▶ 局内会議 本会会議室
- 20日 ▶ (株)アイエスフィールド関氏他来局 本会会議室
岡三証券(株)田口氏来局 本会会議室
第45回部落解放・人権夏期講座(高野山夏期講座2014)参加(～22日)
和歌山・高野山大学松下講堂黎明館他
- 21日 ▶ 近畿日本ツーリスト(株)山崎氏来局 本会会議室
仏教NGOネットワーク企画委員会出席
東京・庭野平和財団会議室
- 22日 ▶ 朝日ビジネスソリューション(株)木村氏来局 本会会議室
総合警備保障(株)穴戸氏他来局 本会会議室
- 25日 ▶ ヨンゲイ・ミンゲール・リンポチェ師信者一行来局 本会会議室
大正大学村上興匡教授訪問 東京・大正大学
- 26日 ▶ 都道府県仏教会・仏教団体代議員会議会場下見 静岡・アクトシティ浜松
真言宗御室派総本山仁和寺訪問
京都・真言宗御室派宗務所
宗派代議員会議会場下見 大阪・アベノハルカス(株)便利堂訪問 京都・便利堂
- 27日 ▶ 京都仏教会長澤事務局長訪問 京都・京都仏教会事務所
真宗大谷派宗務所訪問 京都・真宗大谷派宗務所
京都マラソン事務局訪問 京都・京都マラソン事務局
- 28日 ▶ 第5回大蔵経研究推進会議出席 東京・東京ガーデンパレス
無料法律相談室
- 29日 ▶ 高野山東京別院鈴木主監訪問 東京・高野山東京別院
高野山カフェ視察及び表敬訪問 東京・丸の内ハウス

9月(1日~15日)

- 1日 ▶ 都内戦災・関東大震災遭難者秋季慰霊大法要参列 東京・東京都慰霊堂
- 2日 ▶ 朝日新聞社藤生氏来局 本会会議室
全日本宗教用具協同組合小堀理事長訪問
東京・全日本宗教用具協同組合事務所
日本弁護士連合会主催シンポジウム「災害関連死を考える」参加 東京・弁護士会館

- 広報委員会研修会事前打ち合わせ 本会会議室
- 3日 ▶ 東京プリンスホテル秋山氏来局 本会会議室
- 4日 ▶ 福島県南相馬市役所訪問 福島・南相馬市役所
福島県仏教会会長石田師他と面談 福島・道因寺
キャノン(株)高橋氏来局 本会会議室
- 5日 ▶ 局内会議 本会会議室
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険(株)大池氏・日本テンプレヴァン(株)井上氏来局 本会会議室
- 8日 ▶ SMBC日興証券(株)木下氏他来局 本会会議室
朝日ビジネスソリューション(株)木村氏来局 本会会議室
(株)JTB大橋氏他来局 本会会議室
広報委員会・研修会会場下見 東京・大和証券(株)本店
- 9日 ▶ 総合警備保障(株)永野氏他来局 本会会議室
浄土宗人権研修会参加 東京・増上寺光損殿ホール
- 10日 ▶ 近畿日本ツーリスト(株)山崎氏他来局 本会会議室
- 11日 ▶ 財団創立60周年記念事業事務局会議 本会会議室

9月(16日~30日)

- 16日 ▶ 宮林昭彦第三十期副会長本葬儀参列 神奈川・浄土宗大本山光明寺
次世代の党結党大会参加 東京・パレスホテル東京
- 17日 ▶ BNN企画委員会出席 東京・庭野平和財団事務所
- 18日 ▶ 全日本仏教徒会議愛媛大会第7回実行委員会出席 愛媛・ムラタホール市駅
浄土真宗本願寺派主催千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参列 東京・国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑
- 19日 ▶ 朝日新聞社藤生氏来局 本会会議室
- 24日 ▶ 野村証券(株)太野氏他来局 本会会議室
帝国データバンク石井氏来局 本会会議室
- 25日 ▶ 朝日ビジネスソリューション(株)木村氏来局 本会会議室
法律無料相談室
- 26日 ▶ 浄土宗島村氏来局 本会会議室
(株)電通黒木氏他来局 本会会議室
日本テンプレヴァン(株)井上氏来局 本会会議室
朝日新聞社藤生氏と懇談 東京・新橋
- 29日 ▶ 静岡県仏教徒大会出席 静岡・アクトシティ浜松
- 30日 ▶ 局内会議 本会会議室

ご入会いただきありがとうございます

● 個人会員
小林 昇 (東京都)

● 総合警備保障株式会社 城東支社
広域法人部 法人第一課

● 東京海上日動火災保険株式会社

● 株式会社みんなのお葬式 (敬称略)

賛助会員新会員ご紹介

賛助会員募集中

本会では賛助会員を募集しております。全国のご寺院をはじめ、個人や団体としてご入会いただけます。入会等の詳細は本会ホームページをご覧ください。

入会者には輪袈裟が進呈されます





寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑤

備付書類の閲覧請求の手続きについて

宗教法人は、信者その他の利害関係人から備付書類の閲覧請求があったときは、閲覧に正当な利益があり不当な目的でない限り、これを閲覧させなければなりません。(宗教法人法第25条3項)

前号(603号)では、上記の正当な利益や、不当な目的とは何なのかについて述べました。そして、正当な利益や不当な目的があるかないかの判断は一次的には、宗教法人自身で決めることになります。何らかの理由があって宗教法人から閲覧を拒否された信者その他の利害関係人は裁判所に訴えることができますから、二次的な判断は裁判所が行うということになります。

宗教法人は裁判所へ訴えられることも覚悟しながら、閲覧させるかどうかの判断をしなければなりません。閲覧請求者が、現にどのような利害関係を有するものかを具体的に勘案して、閲覧に関する内部規則があるときはそれに基づき、閲覧に係る書類ごとに、書類によってはその一部分ごとに、閲覧することに正当な利益などがあるかどうかを判断します。

閲覧の手続きについては、法律に規定がありません。徒に紛争を拡大させないためにも、宗教法人規則の施行細則で定めておくとうよいと思います。尚、これらは責任役員会等で決めることになります。

ここに施行細則の例と申請書の例を提示しておきます。

(施行細則の例)

宗教法人「〇〇寺」備付書類の閲覧請求に関する細則

- 第1条 当法人の備付書類等の閲覧をしようとする者は、文書をもって申請しなければならない。
- 第2条 前項の申請人は、申請書に署名及び押印し、信者その他の利害関係人であることを証明しなければならない。
- 第3条 申請書には、閲覧の目的を明示しなければならない。
- 第4条 申請人は、当法人から請求があったときは、その身分を証明する書類その他必要な書類を提示しなければならない。
- 附則 この細則は平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(申請書の例)

平成〇〇年〇月〇日

宗教法人「〇〇寺」
代表役員 〇〇〇〇殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇 ㊟
電話 000-000-0000

宗教法人事務所備付書類等の閲覧請求

このたび、私は下記の理由により、貴宗教法人の書類を閲覧したいので申請します。

記

- 1、 当法人との関係(信者その他の利害関係人であることを具体的に記載する)
- 2、 閲覧請求の目的・理由(具体的に記入する)
- 3、 閲覧を請求する書類(書類の名称)

以 上

次号では、備付書類の所轄庁への提出について述べてみます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修